

介護保険法第70条第10項に基づく各務原市長からの協議の求めに関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第70条第10項及び介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号。以下「規則」という）第126条の11の規定に基づき、各務原市長から知事に対し協議を求められたことに関し、介護保険法第70条第10項に基づく市町村長からの協議の求めに関する要綱第4条の規定に基づき、実施に必要な事項を定めるものとする。

(協議の方針)

第2条 知事は、各務原市の第7期介護保険事業計画の達成に資するよう、その意向等を尊重し協議を行う方針とする。

(協議の対象とする地域)

第3条 協議の対象とする地域は、次のとおりとする。
各務原市全域

(協議の対象とする居宅サービス)

第4条 協議の対象とするサービスは、次のとおりとする。
通所介護（法第8条第7項の規定に基づく通所介護）

(協議の対象とする期間)

第5条 協議の対象とする期間は、次のとおりとする。
第7期各務原市介護保険事業計画の計画期間（平成30年度から平成32年度まで）

(基本的な考え方)

第6条 前条及び前々条に係る事業所の新規指定（法第41条第1項本文の知事の指定。以下「新規指定」という。）については、平成30年9月1日以降は、あらかじめ事業者が各務原市に相談を行ったうえで、各務原市長が次条に定める「特別な事情」に該当すると認め、知事あてに意見書（別紙様式）が提出された場合に限り、知事は新規指定を行うことができる。

2 法第70条の2第1項に基づく指定の更新については、前項の規定は適用しない。

第7条 前条第1項の「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 各務原市内における通所介護及び地域密着型通所介護の利用定員を合算した数が、各務原市が定める第7期介護保険事業計画で定める平成32年度における通所介護及び地域密着型通所介護の見込量の合算から算出した適正定員に達していないと各務原市長が認める場合。
- (2) その他、各務原市長が「やむを得ない特別な事情」に該当すると認める場合。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(暫定措置)

第2条 事業者は、平成30年4月1日から同年8月31日の間に新規指定を受けようとする場合（平成30年3月31日までに新規指定の申請を行っていない場合に限る。）においても、原則としてあらかじめ各務原市に相談を行うものとする。

2 事業者は、前項の相談の結果を記録した書類（任意様式）を作成し、新規指定の申請書に添付するものとする。